

(鳥取県西部管内) 運営指導等における主な指摘事項について

令和7年度鳥取県介護サービス事業者集団指導
鳥取県西部総合事務所県民福祉局福祉課

○指導監査とは？

◆**集団指導**

- ・ 指定事務の制度説明
- ・ 介護保険法の趣旨
- ・ 目的の周知及び理解の促進
- ・ 給付費請求に係る不正防止の観点から適正な請求事務指導など

⇒**制度管理の適正化**

◆**運営指導**

- ・ 運営にかかわる指導
- ・ 報酬請求指導

⇒**よりよいサービス提供の実現**

◆**監査**

- ・ **重大な法令違反の疑いが生じたときに行う事実関係等の調査**
- ・ 指定基準違反や不正請求が疑われる場合に実施

(通報・苦情・相談等に基づく情報、運営指導からの監査への切替等)

⇒**不適正な運営、不正請求への機動的な対応・早期介入**



結果は全て公表

みなさんの事業所で提供するサービスは、公費で運営される公的な事業です。事業者にはサービスの質の確保に加えて、指定基準、費用（報酬）算定基準をはじめとする各種の法令等を遵守した**適正な運営の実施**が求められます。

基準等の遵守と適正運営の確保を！

○自己点検

県では、事業者が自らのサービスの提供体制及び運営状況などを、点検するための自己点検表をホームページ上に掲載しています。

⇒ぜひ、活用してください。

（とりネット掲載・西部総合事務所＞県民福祉局＞各種手続きに関すること＞介護サービス事業者の各種申請様式・実地指導等＞介護サービス事業の自己点検シート）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/280911.htm>

○指導監査等実施結果について

長寿社会課HP

<https://www.pref.tottori.lg.jp/123825.htm>

⇒指導監査結果については、長寿社会課のHPをご覧ください。

主な指摘事項

◆運営規程等について

(指摘内容等)

○運営規程

- ・虐待防止の措置について定められていない。
⇒「虐待防止に関する担当者の選定」「従業者に対する虐待を防止するための研修の実施」「虐待防止委員会の設置に関すること」「虐待防止の指針に関すること」を定める。
- ・重要事項説明書と運営規定の内容が一致していない
⇒例えば、通常の事業の実施地域など

◆加算要件について

(指摘内容等)

- ・加算の算定要件を十分理解していないまま請求されている
- ・加算を算定する際、当該加算の算定根拠となる記録を作成していないにも関わらず請求している
⇒加算を算定する際、その基準や留意事項等を理解し、算定要件をすべて満たしたうえで請求すること。加算算定の根拠となる書類は適切に作成し、保管すること。



加算算定の根拠となる記録がない状態で介護給付費の請求を行っている場合は、「不正請求」となる可能性があります。

主な指摘事項

◆虐待の防止

(指摘内容等)

- ・虐待防止委員会が行われていない、委員会議事録が作成されていない
⇒少なくとも1年に1回以上は開催し、委員会議事録を作成すること
- ・虐待防止のための研修が行われていない、研修の内容が記録されていない
⇒年に1回もしくは年2回以上(サービスによって異なる)の研修を行い、実施内容について記録をすること ※新規採用時にも必ず実施をすること!
- ・虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置していない
⇒委員会の開催及び研修を実施するための担当者を配置すること
- ・虐待防止の指針を整備していない
⇒①事業所における虐待防止に関する基本的な考え方②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する考え方③虐待防止のための職員研修に関する基本方針④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針⑤虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項⑥成年後見制度の利用支援に関する事項⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項



いずれか1つでも実施していない場合・・・

「虐待防止措置未実施減算」を適用

主な指摘事項

◆身体拘束等の禁止

(指摘内容等)

・身体拘束適正化委員会が行われていない、委員会議事録が作成されていない

(※訪問系、通所系サービスを除く)

⇒少なくとも1年に4回以上(3月に1回以上)は開催し、委員会議事録を作成すること

・身体拘束適正化のための研修が行われていない、研修の内容が記録されていない

(※訪問系、通所系サービスを除く)

⇒年に2回以上の研修を行い、実施内容について記録をすること

・身体拘束適正化のための指針が整備されていない

(※訪問系、通所系サービスを除く)

⇒①施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方②身体拘束適正化委員会
その他施設内の組織に関する事項③身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本
方針④施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針⑤身体拘束
等発生時の対応に関する基本方針⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
⑦その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針を盛り込み、整備すること

・身体拘束等にかかる記録が行われていない(全サービス対象)

⇒原則行ってはいけないが、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、状況、
その理由等を記録すること。緊急やむを得ない理由については切迫性、非代替性、一時性
の3つの要素を満たすことについて組織で検討する必要がある。



いずれか1つでも実施していない場合・・・

「身体拘束廃止未実施減算」を適用

※訪問系、通所系サービスは減算対象外

○参考

介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>

※厚生労働省HP

(参考) ◆各種委員会、研修及び訓練等の必要回数

	名称	訪問系	通所系	短期入所	居住系	施設系
委 員 会	虐待防止	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	身体拘束適正化	-	-	年4回	年4回	年4回
	感染対策	年2回	年2回	年2回	年2回	年4回
	事故防止	-	-	-	-	年1回
研 修	虐待防止	年1回	年1回	年1回	年2回	年2回
	身体拘束適正化	-	-	年2回	年2回	年2回
	感染対策	年1回	年1回	年1回	年2回	年2回
	B C P	年1回	年1回	年1回	年2回	年2回
	事故防止	-	-	-	-	年2回
訓 練	感染対策	年1回	年1回	年1回	年2回	年2回
	防災	-	年1回	年1回	年1回	年1回
	B C P	年1回	年1回	年1回	年2回	年2回
指 針	虐待防止	必要	必要	必要	必要	必要
	身体拘束適正化	-	-	必要	必要	必要
	感染症蔓延防止	必要	必要	必要	必要	必要
	事故防止	-	-	-	-	必要